

■海外手配旅行条件書

・お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

・本旅行条件書はお客様との海外手配旅行契約が成立した場合は、契約書面の一部となります。当社はおお客様のご依頼により、旅行の手配を引き受ける契約をする場合、契約の内容・条件はこの旅行条件書のほか、旅行申込書及び旅行出発前にお渡しする航空券・宿泊券等に記載するところによります。

1. 旅行のお申し込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の20%相当額以上の申込金を添えてお申し込みください。なお、申込金は旅行代金の一部といたします。
- (2) 当社は電話等の通信手段による手配旅行のお申し込みを受け付けます。但し、運輸・宿泊等の機関により、お申し込みをお引受けできない場合がありますので予めご了承ください。詳しくは係員にお尋ねください。

2. 旅行契約の成立

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立いたします。但し、乗車券または宿泊券だけの取得を目的とする場合は、口頭によるお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は乗車券・宿泊券類等クーポン券をお渡しの際、または旅行申込書等で定めた日までにお支払いください。

4. 旅行業務取扱料金

旅行の予約手配、クーポン券類の発行に対して次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

内容		料金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との複合手配の場合		旅行費用総額の 20%以内
	ホテル、レンタカーの予約	1 手配	3,000 円以上 20%以内
	船舶、鉄道等の交通機関及び入場、その他の予約	1 手配	5,000 円以上 20%以内
	国際航空券	1 名 1 件	旅行費用総額の 20%以内 (下限 5,000 円)
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)			添乗員 1 人 1 日につき 60,000 円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との複合手配の場合		変更に係る部分の変更前の 旅行代金の 20%以内
	ホテル、レンタカーの予約 手配の変更	1 手配	3,000 円
	航空、船舶、鉄道等の交通機関及び入場、 その他の手配の変更	1 手配	5,000 円
	国際航空券	1 手配	5,000 円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との複合手配の場合		取消に係る部分の変更前の 旅行代金の 20%以内
	ホテル、レンタカーの手配取消	1 手配	3,000 円
	船舶、鉄道等の交通機関及び入場、 その他の手配取消	1 手配	5,000 円
	国際航空券	1 手配	5,000 円
連絡通信費	連絡通信費 お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の 通信連絡を行った場合等		1 件につき 3,000 円 (電話料、電報料は別)

注1. 上記料金は旅行を中止される場合でも払戻しいたしません。

取扱・変更手続料金は当該手配を取り消される場合でも払戻しいたしません。

注2. 上記料金には電話料、通信費、送料等の実費は含まれません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

注3. 航空会社・ホテル等旅行サービス提出機関、ツアーオペレーター、代売会社等に対して支払う取消料は別途申し受けます。

注4. 「旅行費用」とは、運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

注5. 「1 手配」とは、同一の手配を同時に行なう場合は複数名でも「1 手配」と数えます。手配日・利用日・利用期間・利用区間・提供機関等が異なる場合はそれぞれ「1 手配」と数えます。

注6. 変更・取消手続料金は、手配着手後の変更・取消より申し受けます。

注7. 変更・取消はお申込み店のみでお受けいたします。払戻しは場合によりお引受できないことがあります。

注8. 消費税は別途必要となります。

その他料金		
区分	内容	料金
空港等への送迎 (派遣した社員 1 名につき)	通常勤務時間帯の送迎	成田空港、関西空港 15,000 円
		その他の空港、市内ターミナル 5,000 円
	深夜、早朝、日曜日、祝・祭日の送迎	上記料金料金の 5,000 円増

※ お客様の依頼による送迎の場合のみ適用

※ 交通費、宿泊費は別途

5. 変更・解除手数料

- (1) お客様のご希望により変更又は解除を行なう場合は、変更に係る変更手数料金及び解除に係る取消手数料金として、上記第4項該当の金額を申し受けます。また、これにより生じる旅行代金の増減はお客様に帰するものです。
- (2) お客様のご都合で所定の期日までに旅行代金が支払われない時は、契約を解除することがあります。
この場合、お客様は運輸・宿泊機関等へ支払う取消料・違約料をご負担いただくと共に、当社は取扱料金と取消手数料金を申し受けます。

6. 旅行代金の変更

お申し込み引き受け後であっても、運輸・宿泊機関等の料金が改訂された場合は、旅行代金を変更することがあります。

7. 当社の責任と損害賠償及び免責事項

- (1) 当社は、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、出入国規制、感染症による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③ 自由行動中の事故
 - ④ 食中毒
 - ⑤ 盗難
 - ⑥ 運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じ本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

8. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社は当該お客様より損害の賠償を申し受けま
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後において、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したとき、旅行中に事故が発生したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出てください。

9. 海外旅行保険について

海外手配旅行については、旅行傷害保険を付保していません。安心してご旅行をしていただくために、お客様ご自身で必ず国内旅行総合保険をおかけになれるようおすすめいたします。詳しくは係員にお尋ねください。

10. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、連絡先、パスポート番号等の個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

また、このほか当社では下記の項目にてお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- ① 当社及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内
 - ② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
 - ③ アンケートのお願い
 - ④ 特典、サービスの提供
 - ⑤ 統計資料の作成
 - ⑥ お客様からのお問合せやご相談の回答等
- (2) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

11. その他

- (1) お客様に便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましてお客様の責任で購入していただきます。
- (2) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

12. 約款準拠

本旅行条件説明書面のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行約款の部)の定めるところによります。当社の旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。

旅行企画・実施

株式会社飯田産業
〒180-0022 東京都武蔵野市境 2-2-2
(東京都知事登録旅行業 第 2-8251 号)